

長期使用契約 [付帯契約型]  
(選択約款)

令和3年4月1日実施

西部ガス佐世保株式会社



## 目 次

1. 用語の定義 .....	1
2. 適用条件 .....	1
3. この選択約款の変更 .....	1
4. 契約の締結 .....	1
5. 名義の変更 .....	2
6. 料金（割引額） .....	2
7. 解約 .....	2
8. 契約中途解約精算額 .....	2
9. その他 .....	3
付則 .....	4
1. 実施の期日 .....	4
（別表） .....	5



## 1. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。その他、特に定める場合を除き、一般ガス供給約款と同じ意味を有するものといたします。

用語	定義
(1)「主契約」	この選択約款に基づき割引額算定の対象となるガス需給契約をいいます。
(2)「長期使用契約」	主契約に関してこの選択約款に基づき締結する契約をいいます。
(3)「契約年間最低使用量」	長期使用契約期間に係る各年度における最低の使用量で、長期使用契約で定めたものをいいます。

## 2. 適用条件

この選択約款の適用条件は、以下のとおりといたします。適用条件を満たしていない場合には、この選択約款に基づく長期使用契約を締結することはできません。

- (1) 主契約として空調用A契約第1種、空調用B契約、時間帯別B契約第1種、時間帯別C契約、トータルエネルギーシステム契約第1種のいずれかに基づくガス需給契約を締結すること。
- (2) 3年間以上継続して、主契約に基づきガスを使用する需要であること。
- (3) 3年以上の期間にわたって、長期使用契約を締結すること。
- (4) 長期使用契約に定める契約年間最低使用量以上の契約年間使用量にて、主契約を締結すること。

## 3. この選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款によります。変更の手続きは、一般ガス供給約款を変更する場合に準じます。

## 4. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、主契約を特定し、長期使用契約を所定の契約書を用いて当社と締結していただきます。なお、当社は、一般ガス供給約款（7. 承諾の条件）における承諾できない事由に該当する場合には長期使用契約を締結できないことがあります。
- (2) 長期使用契約の締結は、原則として主契約の締結と同時に行うものといたします。
- (3) 契約期間は1年間単位とし、3年間以上の期間といたします。
- (4) 契約年間最低使用量は長期使用契約締結と同時に締結される主契約に定める契約年間引取量以上といたします。

- (5) 当社は、契約期間満了前に長期使用契約を解約されたお客さまが、同一需要場所で長期使用契約の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の長期使用契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。

## 5. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくは長期使用契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は長期使用契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

## 6. 料金（割引額）

長期使用契約の割引額は、主契約に基づくその1か月の使用量に別表に定める長期使用契約割引単価を乗じて算定いたします。

なお、長期使用契約の割引額は小数点以下の端数処理は行いません。

主契約の従量料金は、主契約の規定に基づき算定された従量料金相当額から、長期使用契約の割引額を差し引いたものいたします。

## 7. 解約

- (1) お客さまが長期使用契約を契約期間満了前に解約しようとする場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に連絡していただきます。
- なお、この場合、お客さまが当社に通知された解約期日に解約されます。
- (2) 長期使用契約期間中に主契約が終了する場合、長期使用契約も終了するものいたします。
- (3) 3によりこの選択約款又は長期使用契約期間中に主契約に係る選択約款が変更された場合、お客さまは、契約期間中であっても、長期使用契約を解約できるものいたします。
- (4) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（2の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に長期使用契約を解約できるものいたします。
- (5) (4)においてお客さまに契約違反があった場合、解約日を含む料金算定期間の主契約の従量料金については、6の長期使用契約の割引額の適用は行いません。

## 8. 契約中途解約精算額

- (1) 契約期間中において7の規定により長期使用契約の解約又は終了が生じた場合、当社は、解約期日までの長期使用契約期間中の長期使用契約の割引額の総額に1.03を乗じた金額を契約中途解約精算額として算定し、これを申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。ただし、当該解約が、7(2)又は(3)の規定によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合、及び7(4)の規定によるものであって当社の契約違反による場合を除きます。

- (2) 契約中途解約精算額に係る債権は、一般ガス供給約款における料金に係る債権と同様に当社から西部ガス株式会社に対して譲渡いたします。当該債権譲渡に係る詳細は、一般ガス供給約款の規定を準用いたします。

## 9. その他

その他の事項については、主契約を準用いたします。

## 付則

### 1. 実施の期日

この選択約款は、令和3年4月1日から実施します。



(別表)

長期使用契約割引単価

長期使用契約割引単価 (使用量 1 立方メートルにつき)	0.56円 (消費税等相当額を含みます)
---------------------------------	-------------------------